

国際法務に係る日本企業支援等に関する  
関係省庁等連絡会議（第17回）

議 事 次 第

日 時 令和6年11月28日（木）午後1時30分～

場 所 法務省共用会議室6・7（7階）

1 開会

2 平成26年7月15日付け関係省庁等申合せ「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について」の改正

3 「海外展開をする日本企業が国際取引に係る契約を締結するに当たっての法的ニーズに関するヒアリング」

- ・ 富士エンジニアリング株式会社 和田 泰義 氏  
橋本 秀樹 氏
- ・ 株式会社サンテック 青木 大海 氏

4 質疑応答・意見交換

5 各省庁等からの情報共有

6 次回以降の予定、閉会

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（第17回）

資料目録

- 資料1 「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について」の一部改正について
- 資料2 富士エンジニアリング株式会社説明資料
- 資料3 株式会社サンテック説明資料
- 資料4 法務省大臣官房国際課資料
- 資料5 法務省大臣官房司法法制部資料
- 資料6 法務総合研究所国際協力部資料
- 資料7 外務省経済局資料
- 資料8 経済産業省通商政策局資料
- 資料9 特許庁企画調査課資料
- 資料10 特許庁審判課資料
- 資料11 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）資料
- 資料12 独立行政法人国際協力機構（JICA）資料
- 資料13 日本弁護士連合会資料

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催についての一部改正について 新旧対照表  
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について</p> <p>平成 26 年 7 月 15 日 関係省庁等申合せ</p> <p>平成 27 年 6 月 12 日 一 部 改 正</p> <p>平成 29 年 10 月 27 日 一 部 改 正</p> <p>平成 30 年 6 月 5 日 一 部 改 正</p> <p>令和 3 年 2 月 22 日 一 部 改 正</p> <p>令和 6 年 2 月 8 日 一 部 改 正</p> <p><u>令和 6 年 1 1 月 ● 日</u> <u>一 部 改 正</u></p> <p>1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。</p>	<p>国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について</p> <p>平成 26 年 7 月 15 日 関係省庁等申合せ</p> <p>平成 27 年 6 月 12 日 一 部 改 正</p> <p>平成 29 年 10 月 27 日 一 部 改 正</p> <p>平成 30 年 6 月 5 日 一 部 改 正</p> <p>令和 3 年 2 月 22 日 一 部 改 正</p> <p>令和 6 年 2 月 8 日 一 部 改 正</p> <p>1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。</p>

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省大臣官房参事官（訟務担当）

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局政策課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁企画調査課長

特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター次長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

日本弁護士連合会

3.（以下略）

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省訟務局参事官

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局政策課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁企画調査課長

特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構ビジネス展開・人材支援部長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

日本弁護士連合会

3.（以下略）

## 国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成26年7月15日  
関係省庁等申合せ  
平成27年6月12日  
一部改正  
平成29年10月27日  
一部改正  
平成30年6月5日  
一部改正  
令和3年2月22日  
一部改正  
令和6年2月8日  
一部改正  
令和6年11月●日  
一部改正案

1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省~~訟務局~~大臣官房参事官（訟務担当）

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局政策課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁企画調査課長

特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター次長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

日本弁護士連合会

3. 連絡会議の庶務は、関係省庁等の協力を得て、法務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

# 当社が直面した国際トラブルのご紹介

国際取引に係る契約締結に当たっての法的ニーズに関して

富士エンジニアリング株式会社  
和田 泰義

# 1. 当社について

## 1. 当社について

### 会社概要

会社名	富士エンジニアリング株式会社
所在地	群馬県太田市
創立	1967年2月6日
平均年商	13億円
事業内容	FA（省力化）装置の開発、設計、製造 ※FA = Factory Automation = 工場の自動化
主な取引先	(株)SUBARU、日産自動車(株)、積水ハウス(株)、AGC(株) 他

## 1. 当社について

## 製品事例① 北米向け 板金プレスライン総合自動化

## 【装置概要】

- 当社では長年「プレスラインの自動化」においては世界数十か国への納入実績がありますが、久しぶりのカナダ国向け輸出機を製作いたしました。
- 産業用ロボット合計7台を活用しライン上流～下流に至るまでのFull Automationをレイアウトご提案から製作～輸出へと実施したCaseです。
- 近年活用例が増えている「Vision Centering」機能も付与した事例です。



## 1. 当社について

## 製品事例② 非鉄金属メーカー向け 自動看量・荷造り設備

## 【装置概要】

- 製品を各種容器(ドラム缶やダンボール)へ**自動充填**及び**検査**や**荷造り工程(バンド掛けやパレタイズ等)**の自動化を行う。  
出荷管理用のラベル作成、管理No.付与、及びその自動貼り付けも実施しトレーサビリティを行っている。



## 1. 当社について

## 製品事例③ 医療メーカー向け 箱詰め・検査ライン

## 【装置概要】

○製品が入った小箱をダンボールへ箱詰めし、出荷先ごとへ仕分け(パレタイズ)を行う。

## 【Point】

○向け先が各国(海外)のため、向け先国に合わせてラベリング及び画像検査を実施。

○トレーサビリティ:6ヵ月保管



## 1. 当社について

## 製品事例④ 鉄鋼メーカー向け 溶接/搬送 新ライン

## 【装置概要】

仮付、本溶接、穴あけ加工仕上げ 作業においての  
一貫生産ラインを実現。

品種3種×各種寸法 に合わせたライン設計にて  
搬送自動機も含め、作業工数を大幅削減。

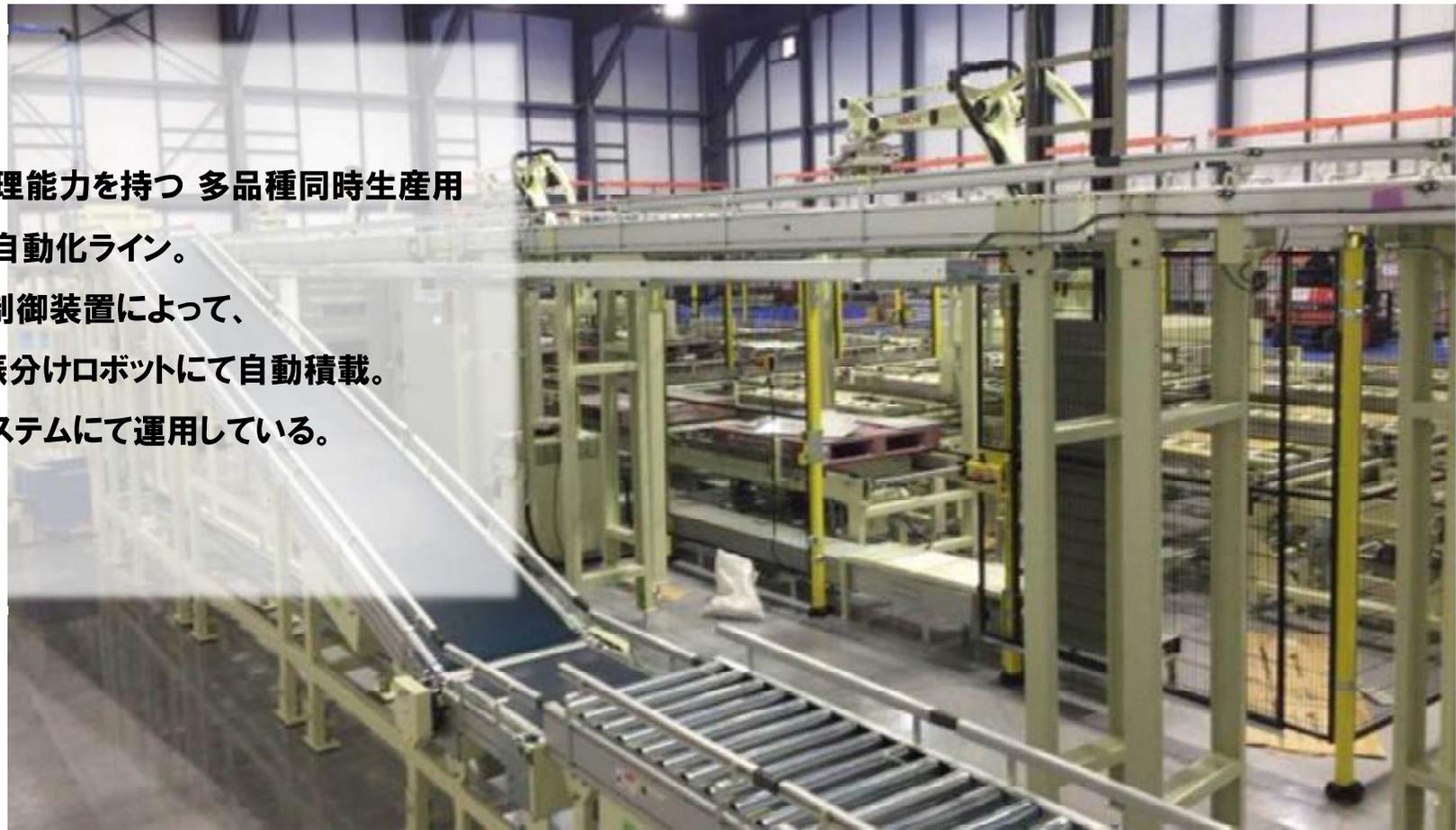


## 1. 当社について

## 製品事例⑤ 新工場向け ケースパレタイジング\_出荷工程自動化

## 【装置概要】

○3台×6面のパレタイズ処理能力を持つ 多品種同時生産用  
出荷工程のパレタイジング自動化ライン。  
ケースコンベヤ上のBCRと制御装置によって、  
積載パレット毎にケースを振分けロボットにて自動積載。  
パレットの入出庫も自動システムにて運用している。



## 1. 当社について

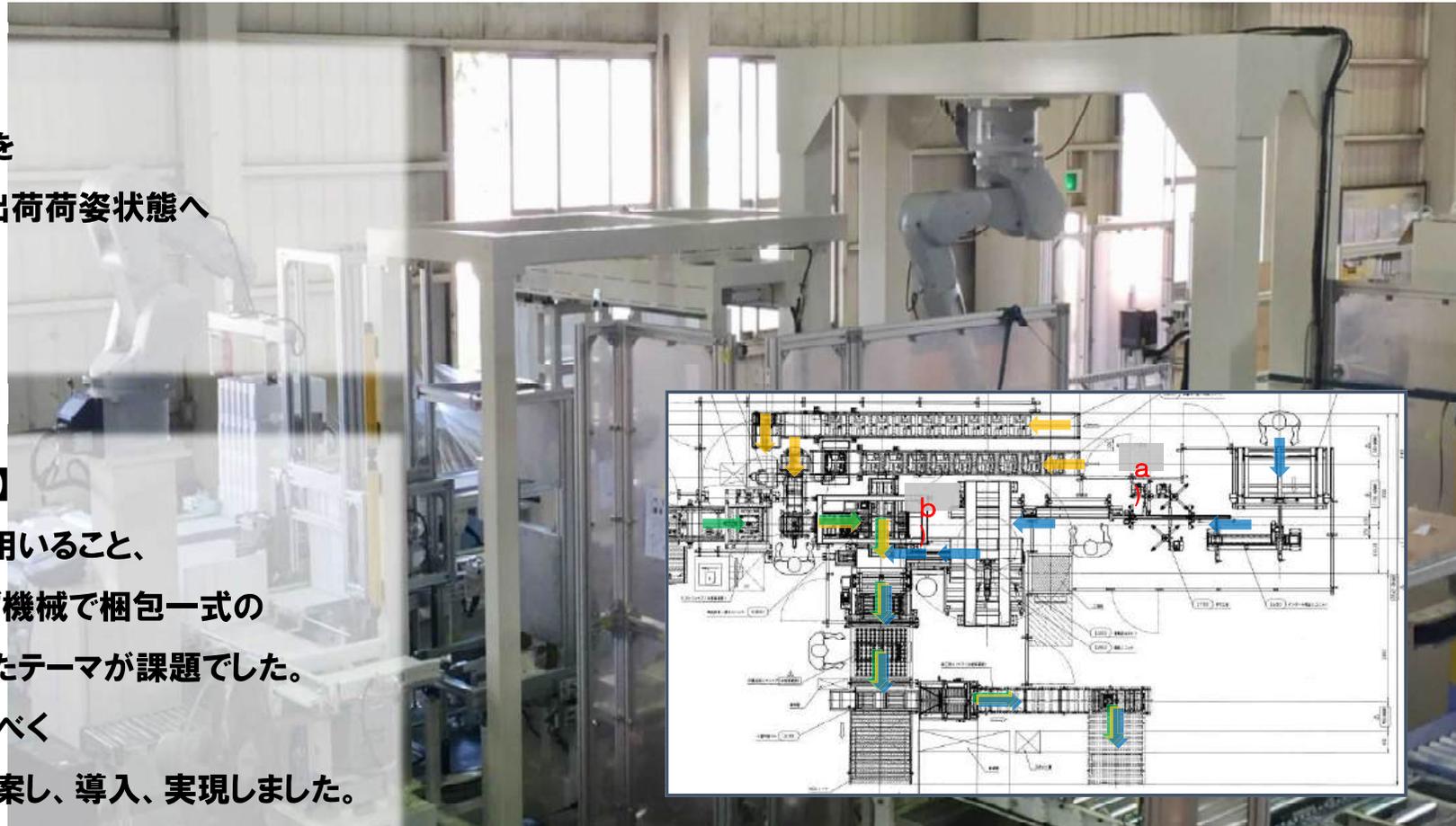
## 製品事例⑥ 家庭用電気製品梱包工程自動化

## 【1. 装置概要】

前工程で製品化された商品を  
緩衝材及びケースに梱包し、出荷荷姿状態へ  
自動梱包する装置。

## 【2. 提案から納入までの背景】

機能安全人協調ロボットを用いること、  
作業者には重労働はさせず機械で梱包一式の  
作業をさせること。こういったテーマが課題でした。  
要求元様のニーズに答えるべく  
ラインエンジニアリングを提案し、導入、実現しました。



## 2. 当社が経験したトラブルについて

## 2. 当社が経験したトラブルについて

# 当社が経験したトラブルについて

- ・ **トラブル概要**
  - ・ D社との支払いトラブル
  - ・ 最終支払いである総額の10%の支払いが滞った
  - ・ 中国国際経済貿易仲裁委員会へ仲裁申し立てを行った
  - ・ 結果として、本来の予定の2年後に入金された

※D社＝「中国の自動車メーカー」と「フランスの自動車メーカー」の合併会社  
事業内容＝中国国内向けにフランスの自動車メーカーの車の製造・販売  
本社＝湖北省武漢市

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### 契約内容

- 概要
  - D社第3工場への鋼板洗浄機2台の納入
  - 2012年3月7日契約
  - 2013年1月納期
- 鋼板洗浄機とは
  - 自動車のボディなどに使われる鋼板の洗浄装置
  - 油が塗布された状態の鋼板を1枚ずつ洗浄する目的で使用
  - プレスラインの一部として設置され稼働する装置

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### 商流

- 商流として、仲介人を入れて交渉
  - エンドユーザ = D社
  - 仲介人 = 建利機械貿易有限公司（香港、上海に事務所）  
※入金時に5%の手数料（報酬）を支払う契約
  - メーカー = 当社  
取引自体は、D社との直接取引とした

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯①

- 2012年3月 D社から注文を受領
  - 契約金額140,000,000円
  - 2013年1月納期
  - 支払いは4分割（契約、出荷、現地据付完了、引き渡し）
- 2012年6月
  - 初回支払として 21,000,000円を受領
  - 若干の遅れはあったものの、契約通りの金額が入金された

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯②

- 2012年12月 当社社内から出荷
  - ・ 特に問題なし
- 2013年1月 出荷支払受領と第1回現地工事
  - ・ 出荷時支払として70,000,000円を受領
    - ※L/C（Letter of Credit = 信用状）取引のため遅延なく受領できた
  - ・ 並行して、D社での現地工事を実施
    - しかしD社側の他工程の都合で予定通り完遂せず帰国
    - ※本来設置工事完了まで到達する予定だった

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯③

- 2013年2月 第2回現地工事
  - ・ 第1回の未完事項と引き渡しを目的に現地入り
  - ・ 今回もD社側の他工程の都合で完遂出来ず帰国
  - ・ 予定外の第3回現地工事の依頼を受け、見積作成し提出
  - ・ 並行して、据付完了時、引き渡し時の支払いについて交渉開始
- 2013年4月
  - ・ 本来1月受領予定だった据付完了の承認をもらう
  - ・ 据付完了分として、35,000,000円の支払いを受領

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯④

- 2013年8月 第3回現地工事
  - ・ 第3回現地工事の要請を受ける
  - ・ 引き渡し時の支払いが終わってから現地入りすると交渉
  - ・ 交渉決着つかないまま、第3回現地工事のため現地入り
  - ・ 最終支払いの履行と追加費用の確定交渉をすることを条件に第3回現地工事のため現地入り
  - ・ 客先都合により派遣期間が1週間延長となる  
これも別途請求を行う

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯⑤

- 2013年9月 最終支払いの請求
  - ・改めて最終支払い分である14,000,000円の請求書を提出
  - ・別途、予定外の第3回現地工事費用2,800,000円の請求書も提出
  - ・以降3月に至るまで連絡を続けるが、返信無し

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯⑥

- 2014年3月 当社取締役が訪中
  - D社購買責任者と交渉開始
  - 現場からの苦情があるとの話があった  
10日間滞在したが、メーカ要因のトラブルは発生せず
  - 即時支払を求める要請文を提出したが、承諾をもらえず
  - 購買責任者及び現場担当者より、  
「次週にD社内部で会議を行い結論を出す」との証言をもらう
  - 仲介者である建利機械貿易有限公司の周社長に交渉を依頼
  - 並行して、今後を考えて弁護士を探し始める

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯⑦

- 2014年4月 仲介人 周氏より連絡
  - ・ 仲介人 周氏より連絡あり  
D社での結論が出てこないとのこと
  - ・ D社との契約書に記載のある中国国際経済貿易仲裁委員会へ  
仲裁の申立てを行うことにする
  - ・ 国際取引、対中国に対応のできる弁護士を探す  
JETROから、日本での弁護士経験のある  
在中中国人弁護士を紹介してもらう

## 2. 当社が経験したトラブルについて

### トラブル経緯⑧

- 2014年8月～2015年4月 弁護士 田氏とともに仲裁申し立て
  - 2014年9月 仲裁の申立てを実施
  - 2015年2月 D社から答弁意見受領
  - 2015年3月 当社から反論書を提出
  - 2015年4月 仲裁採決が下りる
    - 最終支払い 13,000,000円
    - 弁護士費用 1,301,475円
    - 仲介費用 6106.1米ドル
  - 2015年5月 支払い受領

### 3. 国際取引に係る契約を締結するにあたっての法的ニーズに関して

### 3. 国際取引に係る契約を締結するにあたっての法的ニーズに関して

## 当該事例から見る、当社の反省要因

- 商習慣の違う相手に対する知識の無さ
  - ・ 不慣れな場合、相手国との商習慣の違いなどから、高い勉強代を支払わされる可能性がある
- 当該事例のようなトラブル時に頼れる先が分からなかった
  - ・ 結果としてJETROを通じて弁護士に依頼できた
  - ・ 日本語及びトラブル相手国の言語に明るい弁護士が確保できればよいが、そうでないと苦労する

### 3. 国際取引に係る契約を締結するにあたっての法的ニーズに関して

## 当該事例から見る、当社の場合のニーズ

- 契約締結時サポート
  - ・ 新規契約締結時、相手国の商習慣などを加味し、不利になりうる条項を避ける  
こちらが有利になる条項を設ける  
などのアドバイスが欲しい
- 契約締結後の相談窓口
  - ・ 何かしらトラブルが発生した際、双方の言語、商習慣、業界知識などに長けた相談相手が欲しい



ご清聴ありがとうございました

富士エンジニアリング株式会社  
和田 泰義



# サンテック企業概要説明

株式会社サンテック

代表取締役社長 青木 大海

R5年度日本商工会議所青年部  
国際ビジネス委員長

R7年度日本商工会議所青年部  
国際担当副会長

アジア商工会議所連合会青年部第  
三代会長

香川留学生支援会会長

青木氏はグローバル人材の多様性を尊重して、  
海外からの人材を積極的に受け入れ、  
難民認定を受けたシリア人など従業員の約3割が  
海外の出身者。さらに海外にはミャンマー、中国、  
タイに会社を設立し、アジアを拠点に世界各地に  
ビジネスを拡大する若手青年経済人。

2023年には経済産業省より  
ヤングアセアンビジネスリーダーの一人に選出され、  
多国間での友好関係構築構築に尽力。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231217003/20231217003-a.pdf>



# 会社概要

所在地 香川県綾歌郡綾川町羽床下2137-1  
創 業 1977年 8月 2日  
資本金 2500万円  
従業員 70名  
認 証 国際規格 ISO9001:2015  
工場認定第一種・第二種圧力容器  
日本水道協会認定検査工場  
＜登録水道用品＞  
・ステンレス鋼管 ・ステンレス鋼管 ・異形管  
・水管橋 ・緊急貯水槽



## TOKYO OFFICE



〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-6-5  
丸の内北口ビルディング 9F

## OSAKA OFFICE



〒530-0002

大阪府大阪市北区曾根崎新地 2 丁目 6-24  
MF 桜橋 2 ビル 11 階  
TEL : 06-6450-8272    FAX : 06-6450-8757

## SUNTECH CHINA



Office address:Rm 602, Bldg 42, No. 1000  
Jinhai Rd, Pudong, Shanghai, P.R.China 201206  
Factory address:No.26 Haiyan Road, Hi-Tech  
Industry Development Zone, Qidong , Jiangsu  
Province, P.R.China 226200

## MOOZ & COMPANY MYANMAR



Lot No.D3, Thilawa SEZ Zone A,  
Thanlyin Township, Yangon,Myanmar.11291

## SUNTECH PATANA



31/3 Radniyom Road, Tambol Nernpra  
Muang Rayong Thailand 21150

# 主なプラント機器設備

## I. タンク槽塔 (TANK Tower)



## IV. 圧力容器:1圧, 2圧 (The 1st & 2nd class PV)



## II. 熱交換器 (Heat Exchanger)



## V. 異形管配管水管橋 (JWWA規格品)



## III. 真空機器装置 (Vacuum Equipment)



## VI. その他 (Others)

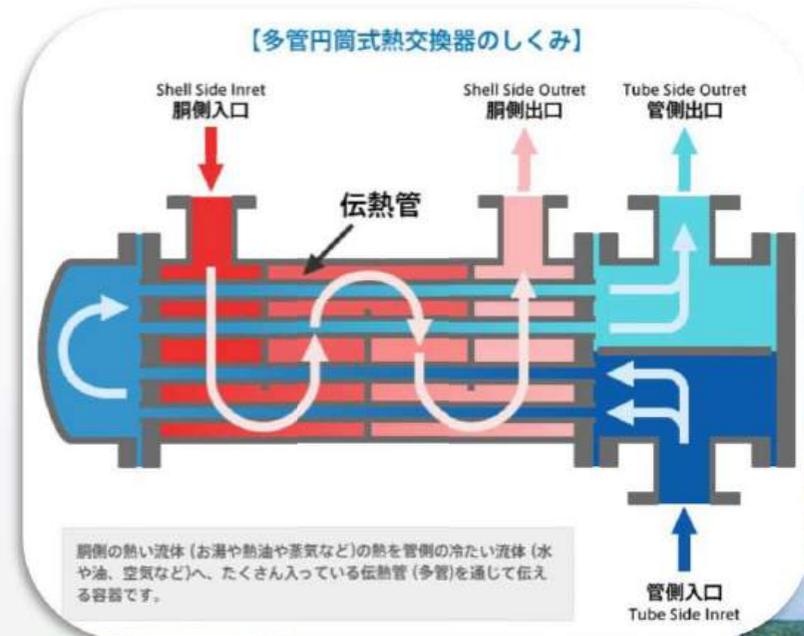


# プラント用熱交換器

## 大気汚染から人々の生活を守る

工場から出る廃水や廃ガスの廃熱を、温水や冷却水として再利用することに役立ちます。

廃水や廃熱を有効活用することで、省エネと環境に貢献しています。



食品残渣が“資源として循環する”ことが、  
スタンダードな世界へ。

Turning food waste into value.



## 油温減圧式乾燥法とは



不要な水分のみが蒸発し、乾燥します。

栄養分[水溶性タンパク質]が残った粉末原料となる方法です。





## 大規模エコフィードのプラントレベルを



油温減圧式乾燥機

## コンテナサイズにコンパクト化を実現

自社の敷地内に設置することで、持続的な廃棄費用ではなく、  
新たな価値と売上に転換します。



**SUNTECH<sup>®</sup>**

*All for the Family*

## こんな悩みってありませんか？

### 言語や文化の違い

- ・ ビジネスマナーや交渉スタイルの違いってある？
- ・ 言葉の障壁で、契約内容の誤解や、交渉中のコミュニケーション不足になりそう。

### 法規制や税関手続き

- ・ コンプライアンス部門がないから、海外取引はハードルが高い
- ・ 国ごとに異なる輸出入規制や認証手続きってどうやって調べるの？
- ・ 高額な関税や予想外の輸入税がコストを増加させる可能性はある？
- ・ 必要な輸出入書類（インボイス、原産地証明書など）の不備が発生しそう

### 物流の問題

- ・ 天候や港湾ストライキ、国際紛争等による輸送遅延があったらどうしたらよい？
- ・ 輸送中の製品の破損や紛失に備えた対策はどうしたらよい？
- ・ 燃料価格の高騰やコンテナ不足によるコスト上昇が心配

## こんな悩みってありませんか？

### 支払い関連のリスク

- ・ 通貨の変動による収益の減少など、為替リスクを相談できる場所はどこ？
- ・ 適切な決済手段（L/C、T/Tなど）が選ばれない等、支払い方法のトラブルを相談できる場所はどこ？

### 信用や契約の問題

- ・ 貿易パートナーが契約条件を守らない時は、契約の不履行にできる？
- ・ 信頼できるパートナーの選定はどうやってしたらよい？

### 政治・経済の影響

- ・ 政府の政策変更、輸出禁止、貿易制裁等の政治的リスクがある

### 環境問題

- ・ 環境規制やサプライチェーンの透明性が求められる等、サステナビリティの要件はある？

ご清聴ありがとうございました



## 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）（概要）

### 【策定に至る経緯】

- H29.9 内閣官房に「**国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議**」を設置  
 H30.4 関係府省連絡会議において「**国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策**」を策定  
 → 法務省において民間事業者（JIDRC）に対する**5年間の調査等委託事業**を実施したほか、関係府省等において取組を実施  
 R5.7 関係府省連絡会議幹事会の下に民間有識者を中心とする**実務研究会**を設置 → 報告書とりまとめ（令和6年1月）  
 R6.5 関係府省連絡会議において「**国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）**」を策定

### 【令和6年指針の概要】

#### 国際仲裁活性化の意義・目的等

#### (1) 民商事分野における国際的な法の支配の促進

- 我が国が紛争解決の有力な拠点となると共に、国際仲裁の普及・利用拡大を図ることは、国際的な法の支配に貢献する点で重要な意義を有する。

#### (2) 日本企業の海外進出・対日投資の呼び込みへの寄与

- 我が国が国際仲裁の有力な拠点となることにより、日本企業が海外進出する際の紛争解決方法の選択肢を与えると共に、海外からの対日投資の呼び込みにも資する。

#### 施策の実施に当たって意識すべき点

- ◆ 国際取引の契約書における仲裁条項の普及（仲裁件数は様々な要因に左右されるため、重要な指標とすべきではない）
- ◆ 我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼確保
- ◆ 人材育成・確保の重要性
- ◆ 国際調停の普及に向けた取組も併せて推進
- ◆ 長期的視点に立った施策の推進

#### 実施体制・官民連携の在り方

- 国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であることに留意しつつ、これまで以上に官民の関係機関が緊密に連携する体制を構築。
- 国と法曹界、経済界・経済団体、在外公館・国際機関、各種仲裁機関・関連団体との連携のため、関係府省がリーダーシップを発揮。

#### 今後講じるべき主な施策

##### 国内外における周知啓発活動

- ✓ 国内企業（特に**中小企業**）の経営層・海外担当部門、契約実務を担当する弁護士等への広報
- ✓ 我が国を仲裁地とすることに親和的な分野・契約類型を意識
- ✓ 海外企業・実務家向けに、**海外仲裁機関、ASEAN事務局その他国際機関等と連携したシンポジウム**の開催等

##### 人材育成

- ✓ 大学生、法科大学院生、司法修習生等の**若年層**を対象とした各種教育活動の実施
- ✓ **実務家層**を対象とした海外の仲裁関連団体と連携したトレーニングプログラムを受講するための環境整備等を通じ、**国際標準に即した仲裁実務や英語での法律実務に長けた人材の育成**

##### 国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価向上

- ✓ **日本商事仲裁協会（JCAA）**等の我が国を拠点とする**仲裁機関の国際的な認知度及び評価向上**のために必要な取組の実施
- ✓ 国連国際商取引法委員会（**UNCITRAL**）等における国際的な紛争解決ルール形成への積極的参画

##### 仲裁専用施設の整備

- ✓ **長期的視点に立ち**、日本における仲裁専用施設の安定的確保の実現に向けて引き続き検討
- ✓ その検討に当たっては、専用施設を持続可能な形で運営していくための**官民の負担のバランス、運営体制の在り方、国のリソースの効果的な配分の在り方**等について引き続き検討

## 我が国の国際仲裁活性化を巡る課題と施策

令和6年9月 法務省大臣官房国際課

## 国際仲裁の意義等

## 国際仲裁のメリット（訴訟と比較）

国際契約から生じる法的紛争の解決を（一方当事者の国の裁判でなく）**契約当事者が選択に関与できる仲裁人の判断に委ねるもの**。

- **外国での執行容易性**（ニューヨーク条約）
- **公正性・中立性・専門性**（一方当事者の国の裁判に一方的に服するものでなく、当事者が仲裁人の選択に関与）
- **迅速性・秘匿性**（1回の判断で手続終了。非公開）

## 国の施策として国際仲裁振興を行う意義・必要性

- 国際的な**法の支配の推進**に寄与（我が国のプレゼンス向上）
- **日本企業の海外進出、対日投資呼び込みの基盤整備**

**自民党司法制度調査会2024提言（抄）**「国際仲裁を着実に推進すべく、政府は、その果たすべき役割を認識し、官民のステークホルダーによる緊密な連携体制を構築し、…施策を推進していく必要」

**骨太の方針2024（抄）**「仲裁機関の認知度向上も含め官民が緊密に連携した国際仲裁の活性化や国際法務人材の育成（中略）等に取り組む。」

## 国際仲裁活性化に向けたこれまでの経緯と課題

## 国際仲裁活性化に向けたこれまでの経緯

H29	内閣官房に関係府省連絡会議設置
H30	同連絡会議が「中間とりまとめ」公表
R1-6	「中間とりまとめ」に基づき調査委託業務実施 ⇒人材育成、広報啓発、施設運営等の有効な施策の在り方等を調査 仲裁専用施設を運営（@虎ノ門R2.3-R5.5）
R5-6	関係府省連絡会幹事会の下に「実務研究会」設置 ⇒民間有識者・企業関係者・仲裁実務家を中心とするメンバーにより調査委託業務の結果検証を行った上、報告書作成
R6.5	連絡会議において「 <b>令和6年指針</b> 」を策定

## 調査委託業務の検証結果等（実務研究会の報告書）

- **我が国を拠点とする仲裁機関**が、日本企業のみならず海外企業にとっても信頼できる仲裁サービスを提供するものとして**国際的評価・信頼を得ることが重要**
- 我が国の**仲裁件数を重視するのではなく**、契約書に盛り込まれた**仲裁条項の増加**を指向すべき
- 歴史的・地理的要因、公用語、法制度のルーツ（英米法／大陸法）等の点で前提条件の異なる**シンガポール等の国の姿を闇雲に追い求めるべきではなく**、我が国がアジアにおける有力な仲裁拠点の一つとして独自の地位の確立できるよう地道に施策を進めるべき

## 今後の国際仲裁活性化のための施策（令和6年指針に基づく）

人材育成	周知広報（国内・国外）	仲裁機関の国際的評価向上	官民連携へのリーダーシップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 若手（司法修習生等）の教育育成</li> <li>■ 国際標準に即した仲裁実務・英語での法律実務に長けた人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国内広報（特に中小企業）</li> <li>■ 海外仲裁機関と連携した国際シンポジウムの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本商事仲裁協会(JCAA)等の仲裁機関の認知・評価向上のための取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法務省・経産省・外務省その他の関係府省は、関係機関・団体との連携について適切なリーダーシップを発揮</li> </ul>

（※）仲裁施設の整備の在り方については引き続き検討

# 日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

## 問題点・現状

- 日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向  
→ 特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

### 日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

## 調査委託の方法等

- 法曹有資格者を、日本企業が多く進出し、または今後の進出が見込まれるアジア新興国等に派遣
  - ・ 令和5年度は、ラオス（新規）、タイ・マレーシア（報告書のアップデート）における調査を実施。
  - ・ 令和6年度は、インド・カンボジア（報告書のアップデート）における調査を実施。
  - ・ 今後も、継続的に調査を実施予定。

#### 【調査研究実施状況】（新規調査国）

シンガポール（H26・27）、タイ（H26・27）、インドネシア（H26・27）、  
フィリピン（H27・28）、インド（H28・29）、ミャンマー（H28・29）、  
マレーシア（H30）、カンボジア（R1）、ベトナム（R2）、モンゴル（R3）、  
ニュージーランド（R4）、ラオス（R5）

- 現地における調査方法
  - ・ 現地法令等の文献調査、現地当局からのヒアリング
  - ・ JETRO等の現地関係機関や現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

### 調査結果を公開し、日本企業と情報共有を進める

## 効果

### 日本企業（特に中小企業）

- 直面しやすい法的問題の実態
- 法的問題に対する対応の在り方
- 現地関係機関との連携  
等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

### 現地での活躍を目指す法曹有資格者

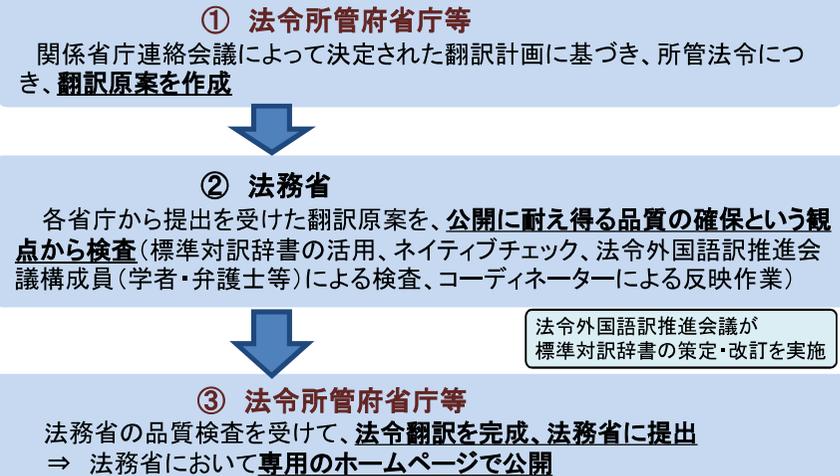
- 現地法制度やその運用上の留意点
- 現地における日本の法曹有資格者の活動規制
- 日本企業による法的支援のニーズの実情  
等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

(令和6年9月末現在)

## 法令外国語訳に関する政府の取組み

- 平成16年11月 司法制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣) 決定  
「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある」
- 令和6年6月 経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2024)
  - ・ 「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」…に基づき、…これらの取組の海外への周知・広報等に取り組み、これらの取組についてフォローアップする。  
※アクションプランに法令外国語訳の加速化に係る記載あり
  - ・ 「仲裁機関の認知度向上も含め官民が緊密に連携した国際仲裁の活性化や国際法務人材の育成、法令外国語訳の推進等に取り組む。」

## 法令外国語訳の仕組み



## 法令外国語訳の現状

専用ホームページにおいて、**960**の法令の英語訳を公開

約**120**の概要情報(いわゆるポンチ絵)の英語訳を公開  
(いずれも令和6年9月末現在)

アクセスの多い上位5法令  
(令和5年10月～令和6年9月)

	法令名
1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	民法(第一編第二編第三編)
3	個人情報の保護に関する法律
4	刑法
5	金融商品取引法

アクセスの多い上位5ヶ国・地域  
(令和5年10月～令和6年9月)

	国・地域名	割合
1	日本	34.6%
2	アメリカ合衆国	24.1%
3	中国	8.1%
4	イギリス	3.4%
5	ドイツ	2.4%

※ 世界100以上の国や地域からアクセスあり

## 現下の課題

「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第3回会議(令和4年4月開催)及び第4回会議(令和5年3月開催)で取りまとめられた、**民間構成員からの重点要望事項**に沿って取組を推進。

### 【民間構成員からの重点要望事項】

(令和4年4月)

- 1 2025年度までに**新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指す**
- 2 **機械翻訳(AI翻訳)の本格的導入に向けた取組の推進及び検査体制の強化**

(令和5年3月)

- 1 **翻訳整備計画に掲載する法令を増加させる**
- 2 **英訳法令公開までの期間を短縮させるとともに品質を確保する**

### 【重点要望事項への対応状況】

- ・ 2025年度の目標まであと534本(令和6年9月末時点)
- ・ 令和6年度から政府全体に機械翻訳(AI翻訳)を本格導入
- ・ AI翻訳の導入を踏まえた新たな業務スキームを導入
- ・ ネイティブアドバイザー及び法令翻訳コーディネーターを増員
- ・ 翻訳整備計画に掲載する法令は増加傾向



## 法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が現在実施している法制度整備支援

### ◎概要

- ・ 域内格差是正のためのメコン諸国に対するセミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス）
- ・ 民事法、行政法等の基幹法令やビジネス関係法令の整備・運用のためのセミナー、共同研究等（インドネシア、ウズベキスタン等）
- ・ 法令の適切な運用や調停に関する支援等、法制度の安定性、予測可能性の向上、公平かつ迅速な紛争解決の促進に資するもの

#### ベトナム社会主義共和国



- ・ JICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」ほか  
～法規本文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を特定した上、具体的な解決策を検討・提案する活動を実施中

#### インドネシア共和国



- ・ JICA「ビジネス環境改善のためのドラフター能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」  
～法的整合性向上、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上支援など

#### ラオス人民民主共和国



- ・ JICA「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」ほか  
～事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤形成を支援
- ・ 国立司法研修所との協力（刑事法に関する研究等）

#### カンボジア王国



- ・ JICA「法・司法分野人材育成プロジェクト」ほか  
～裁判官教育におけるカリキュラムや教材の作成・改訂、教官の能力向上等を支援
- ・ 王立司法学院との協力（民事司法改善等）

#### ウズベキスタン共和国



- ・ JICA国別研修（権利保護のための司法能力強化）
- ・ 行政法解説書の作成支援
- ・ 犯罪白書作成支援等
- ・ 司法関係者の能力向上支援等

#### バングラデシュ人民共和国



- ・ JICA「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」  
・ 事件管理・訴訟遅延解消に関するセミナー実施

#### スリランカ民主社会主義共和国



- ・ JICA国別研修（公正な司法アクセス強化）

#### モンゴル国



- ・ 国立法律研究所との協力（両国法制度比較等）
- ・ 商取引法関連規定の整備に関する共同研究

#### 東ティモール民主共和国



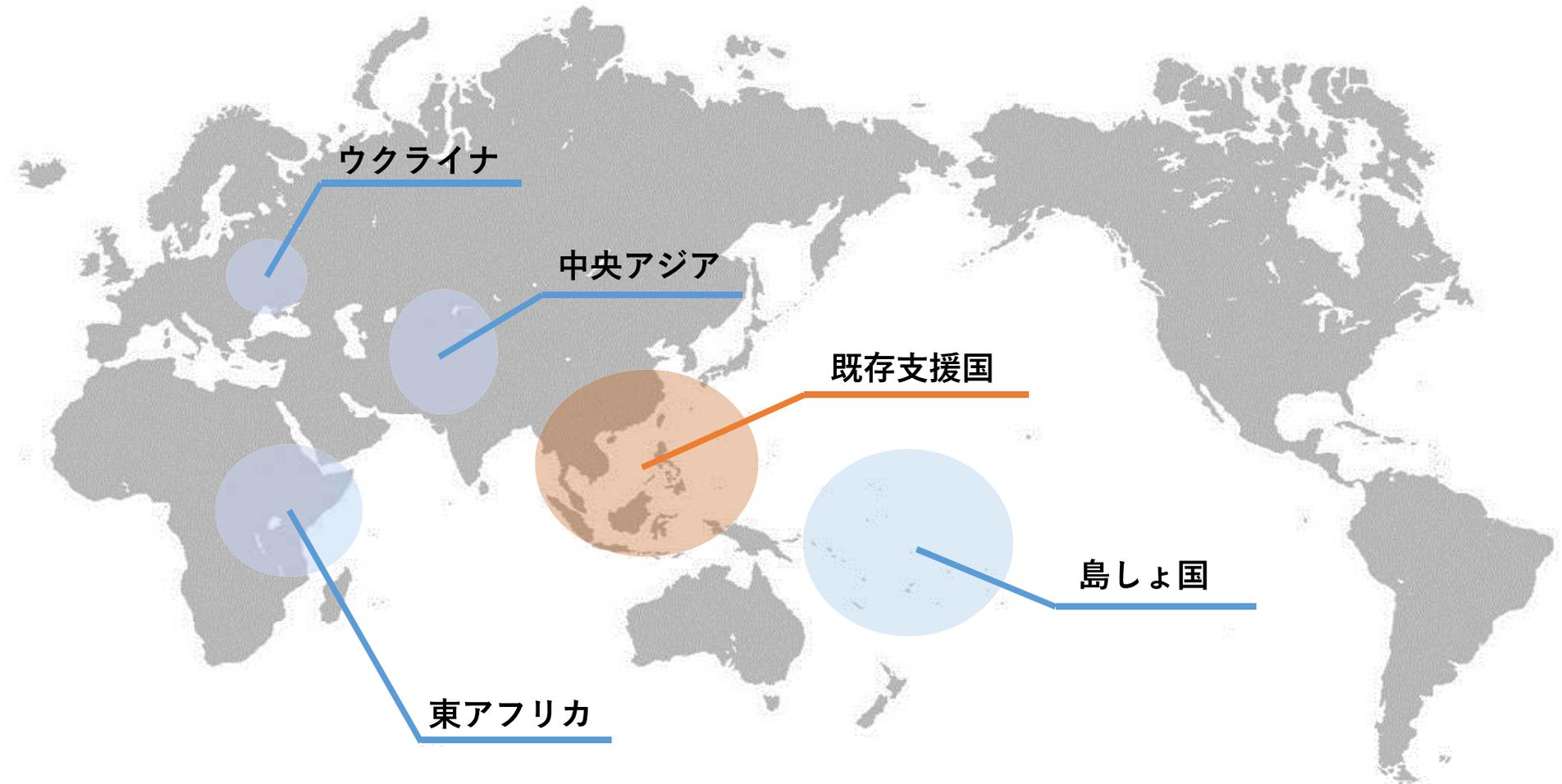
- ・ 土地関連法等に関するセミナー実施

#### ネパール連邦民主共和国



- ・ 民法、刑事関連法の運用に関するセミナー実施

# アジアから世界へ～法制度整備支援の展開



## 経済広域担当官の指名

### 1 目的

- 第三国市場への進出等、クロスボーダーな活動を展開する日本企業を効果的にサポートする。
- 広域で戦略的に事業を展開する企業側の事情やニーズに対応し、我が国経済外交戦略と連動させる。

### 2 基本的な職務

我が国の在外公館ネットワークを活用した以下3つを経済広域担当官の基本的な職務とする。

- 日本企業との日常的意思疎通を通じた企業側問題意識・ニーズの把握・関係者への報告、企業の関心を踏まえた第三国ビジネス環境等に関する情報の提供
- 日本企業側からの第三国市場進出に関する個別相談に応じ、第三国政府への外交的働きかけを調整
- 日本企業が第三国市場進出する上でのパートナー企業とのネットワーキングを支援

### 3 対象公館

- 主要企業の地域統括拠点が設置されており、日本企業の海外拠点数が多い場所や、パートナー企業となり得る企業の所在国にある在外公館を選定。以下のとおり、計14か国17公館にて指名。
- 第一弾として、経済成長のポテンシャルが高い一方、ビジネスを展開する上での課題も比較的多いことが指摘されるアフリカに進出する日本企業への支援を念頭に、4～5月に6か国7公館（インド、英、仏、トルコ、イスタンブール、ドバイ、南アフリカ）において指名。
- その後、東南アジアでの支援を念頭に5か国6公館（インド、インドネシア、シンガポール、タイ、ベトナム、ホーチミン）、中央アジアでの支援を念頭に3か国4公館（英、トルコ、イスタンブール、ドバイ）、中南米での支援を念頭に4か国5公館（パナマ、メキシコ、ブラジル、サンパウロ、ニューヨーク）にて指名。

⇒ グローバル・サウスへの事業展開に関心を有する日本企業のニーズに、よりの確に応えられる体制を整備。グローバル・サウスの成長と活力を日本経済に取り込んでいくため、経済広域担当官の効果的運用を含め、在外公館ネットワークを活用しながら、日本企業支援を積極的に推進。

## 在外公館における弁護士を活用した企業支援

【令和6年度実施公館】16カ国26公館		
1	中国	在中国大使館、在上海総領事館、 在青島総領事館、在瀋陽総領事館
2	モンゴル	在モンゴル大使館
3	インドネシア	在インドネシア大使館、在スラバヤ総領事館、 在デンパサール総領事館、 <b>(新規) 在メダン総領事館</b>
4	フィリピン	在フィリピン大使館
5	マレーシア	在マレーシア大使館、在ペナン総領事館
6	ミャンマー	在ミャンマー大使館
7	ベトナム	在ベトナム大使館、在ダナン総領事館、 <b>(新規) 在ホーチミン総領事館</b>
8	ネパール	在ネパール大使館
9	ウズベキスタン	在ウズベキスタン大使館
10	ブラジル	在リオデジャネイロ総領事館、 <b>(新規) 在サンパウロ総領事館</b>
11	ケニア	在ケニア大使館
12	タンザニア	在タンザニア大使館
13	ルワンダ	在ルワンダ大使館
14	ガーナ	在ガーナ大使館
15	<b>ザンビア</b>	<b>(新規) 在ザンビア大使館</b>
16	<b>南アフリカ</b>	<b>(新規) 在南アフリカ大使館</b>

● 日本企業の活動を法的側面から支援するため、在外公館において、日本の弁護士等に委託し、日本企業に対する法的アドバイスや、現地の法令・法制度等についての調査・情報提供等の業務を実施。

※実施対象公館は、中小企業の進出可能性が見込まれる、もしくはすでに進出している中小企業が多いなど、**本事業のニーズがある地域の公館の中から選定。**

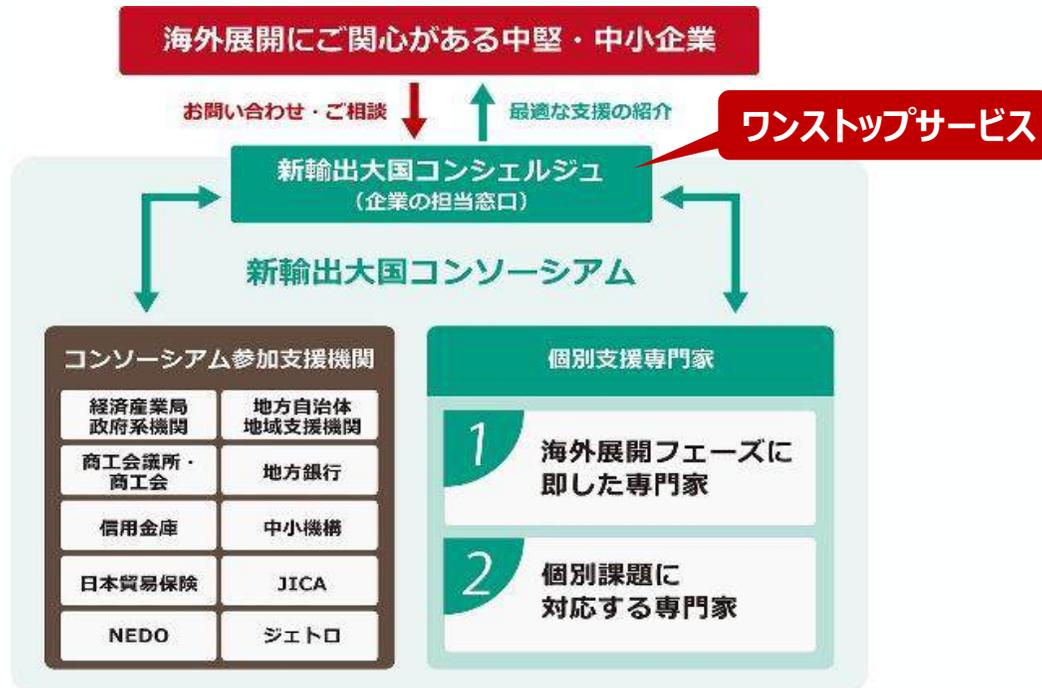
### 委託内容（例）

- 日本企業を対象とした無料法律相談会やセミナー
- 現地の法令・法制度やその運用に関する調査（在外公館は個々の企業支援や、セミナー等にも活用）
- 在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング（事案の法的分析・整理等）

# 新輸出大国コンソーシアム事業の概要

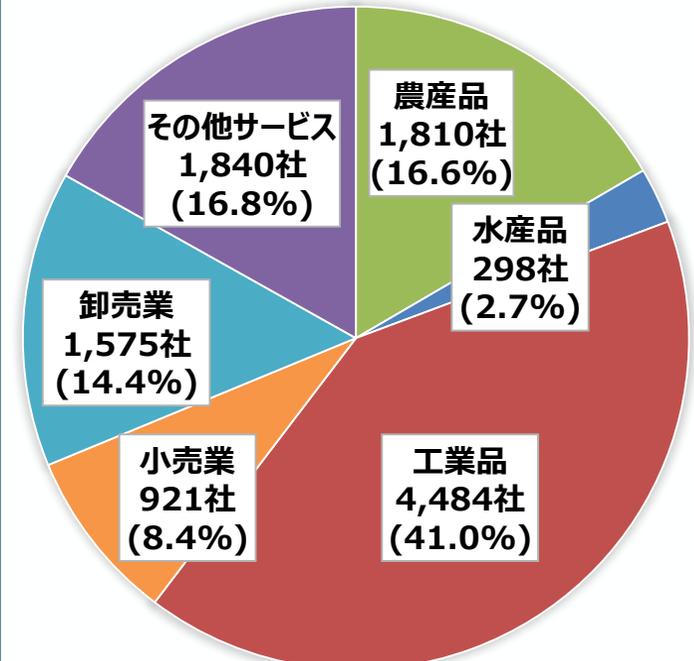
- ジェトロ、中小機構、金融機関、商工会議所、商工会等が参加する「新輸出大国コンソーシアム」において、ジェトロの国内事務所（50拠点）に企業向けの海外展開相談窓口を設置し、中堅・中小企業からの相談・問合せに対するワンストップサービスを提供。
- また、海外ビジネスの専門家が、支援対象企業のニーズに応じて、海外展開計画の策定、現地での商談、バイヤーの選定、海外店舗の立ち上げ、基準・認証制度への対応など、海外展開のあらゆる段階において適切なサポートを実施。

## 新輸出大国コンソーシアム体制図



## これまでの支援実績 (令和6年7月4日時点)

計10,928社



## 中小企業等海外展開支援事業（R6予算額：8.4億円）

※R7概算要求では、INPIT  
交付金を含め11億円を要求中

事業名	助成対象となる費用	補助率	上限額
海外権利化 支援事業 ※全国版	外国特許庁への出願、審査請求及び中間応答時に要する手数料、代理人費用、翻訳費用等 *対象者には大学等も含む。また、審査請求・中間応答は特許のみが対象	1/2	(1企業当たり) 300万(複数案件可) (1案件当たり) 特150万, 実・意・商60万
海外出願 支援事業 ※地方版	外国特許庁への出願時に要する手数料、代理人費用、翻訳費用等	1/2	(1企業当たり) 300万(複数案件可) (1案件当たり) 特150万, 実・意・商60万
海外侵害対策 支援事業	<b>①模倣品対策支援</b>		
	海外での模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続等の費用、及びこれらに要する代理人費用	2/3	(1企業当たり) 400万(複数案件可)
	<b>②冒認(第三者による抜け駆け)商標無効・取消係争支援</b>		
	冒認商標に対する異議申立、無効審判請求、取消審判請求の費用、及びこれらに要する代理人費用	2/3	(1企業当たり) 500万(複数案件可)
	<b>③防衛型侵害対策支援</b>		
	進出先の外国企業から警告状を受けたり訴訟を提起された場合における弁理士等への相談等に要する費用、訴訟費用、対抗措置や和解に要する費用等	2/3	(1企業当たり) 500万(複数案件可)
海外知財訴訟 保険補助事業	海外知財訴訟保険の掛金	1/2※更新は1/3	-

# 審判における国際連携（国際知財司法シンポジウム）

- ✓ 知財司法分野における各国間の相互理解の促進、我が国ユーザー等への情報提供のため、特許庁、最高裁、知財高裁、法務省、日弁連、弁護士知財ネットとの共催で国際シンポジウム等を開催
- ✓ 2024年度は、**日米欧の知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024」を2024年10月24日～25日に開催**  
8回目となる今回のシンポジウムにおいて、特許庁パートでは、**初めて模擬口頭審理を実施し、その内容を踏まえる形でパネルディスカッションを実施。**

## 国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024

～日米欧における知的財産紛争解決～

10月24日（木） 裁判所パート

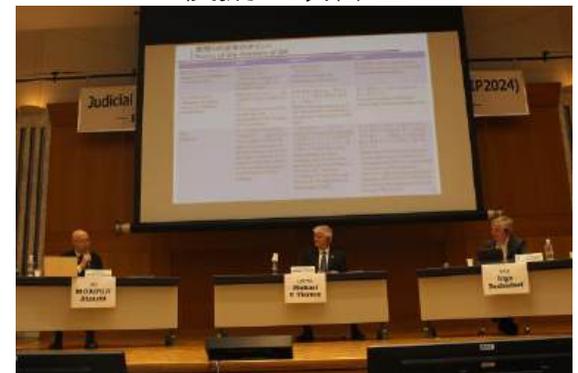
- ✓ 日本・欧州統一特許裁判所・米国・英国による模擬裁判（特許権侵害訴訟において特許有効性が争われる事例）
- ✓ パネルディスカッション（裁判所における特許有効性の審理等について）

10月25日（金） 特許庁パート

- ✓ 講演（各庁における審判の最新動向、特許庁と裁判所との関係）
- ✓ 日本国特許庁による模擬口頭審理
- ✓ パネルディスカッション（口頭審理、進歩性等の判断）



模擬口頭審理



パネルディスカッション

国際法務に関わる日本企業支援等連絡会議



# ジェトロの相談対応について

2024年11月28日

ジェトロ海外ビジネスサポートセンター

1

## 貿易投資相談

JETRO

貿易・投資に関するさまざまなご相談にお応えします



## 貿易投資相談

無料 無料サービス ONLINE オンラインサービス



## 1. アドバイザーとの個別相談

海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談（ウェブ面談）にてお応えします。

## お問い合わせ先（相談受付専用）

貿易投資相談課 TEL：03-3582-5651

EPA相談窓口 TEL：03-3582-4943

農林水産物・食品輸出相談窓口 TEL：03-3582-5646



貿易投資相談

## 2. ジェトロ・ビジネスデータベースコーナー

世界各国の企業情報や貿易統計を掲載したデータベースを、どなたでも無料でご利用いただけます。

海外とのビジネスにあたっての事前調査などにご活用ください。

開館時間：平日13時～16時 開設場所：ジェトロ本部（東京）6階

印刷料金：有料（1枚50円）

※各国内事務所（一部）でもデータベースの閲覧が可能。事前に、当該事務所に、データベース利用の可否をご確認ください。



ビジネス・  
データベース  
コーナー

## 2

## 法務関連の相談

**日本弁護士連合会「中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」の活用**

ジェトロは、2012年5月16日に日本弁護士連合会（日弁連）とMOUを締結、本MOUに基づき、ジェトロに相談のあった中小企業からの法務関連相談（契約書のチェック等）を、日弁連に紹介することで、直接当該企業は専門家の相談を受けることが可能。

1. 対象案件

- 海外進出法務（海外進出前の法律面でのリスクチェック、進出・法人設立手続）
- 契約関連（契約書作成および契約書のリーガルチェック）
- 紛争（紛争解決における問題点整理）

2. 費用・時間・配置場所

- 初回30分無料。以降30分ごと11,000円（税込）。  
最大利用可能時間数：10時間。以降は個別契約。
- 札幌地域、宮城、東京、神奈川、新潟、石川、愛知、京都、奈良、大阪、兵庫、広島、香川、福岡  
※当該都道府県以外の企業は最寄りの府県で弁護士と面談が可能。申込時に面談希望地を日弁連に連絡。

3. 申込

- 日弁連・中小企業の国際業務支援事業（弁護士紹介）のページから、相談希望企業が直接申込。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/support.html>

## 3

## 海外常駐アドバイザーによる相談対応

JETRO

## 海外アドバイザー

我が国企業のアジアでのビジネス展開を支援するため、海外アドバイザーをアジアに10か国（14か所）16名配置（2024年10月時点）。投資・EPA（貿易）に関わる現地制度や産業情報の収集・提供、諸手続きなどを中心にきめ細かくアドバイス。年間7000件から8000件程度の相談に対応。

## ビジネス・センター（BSCA）

アーメダバードに設置。インドへの進出を検討している中堅・中小企業等をサポートし、現地でのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ（ソフト）とオフィス機能（ハード）が融合したサービスを提供。

## 海外投資アドバイザー配置都市 ●

ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ

## EPAアドバイザー配置都市 ●

シンガポール、マニラ、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、クアラルンプール、プノンペン、ヤンゴン、バンコク（2名）、北京、上海（2名）



## 4

## 海外での法務コンサルテーション

JETRO

現地で法務、労務、税務、取引問題等に直面する日系中小企業を支援するため、現地法律事務所、会計事務所、コンサルタント会社等とジェットロが契約し、問題解決に向けた相談対応を実施。欧米、アジア、オセアニア、ロシア、中南米、中東、アフリカ26ヵ国で契約（2024年10月時点）  
また、海外で収集した法令改正等の情報を、関心企業に向けウェブサイトを通じて提供。



国際法務に関わる日本企業支援等連絡会議

JETRO

ありがとうございました

<お問い合わせ>

お問い合わせ

ジェトロ海外ビジネスサポートセンター

ビジネス展開課 [scc@jetro.go.jp](mailto:scc@jetro.go.jp)

2024年11月8日  
JICA ガバナンス・平和構築部

## 日本企業支援に関する JICA 法制度整備支援分野の取組みについて

### 1. タイ「競争法執行能力強化」（個別専門家）

2021年10月より、タイ取引競争委員会事務局における、競争法の執行及び競争政策の策定に関する職員の能力及び関係機関の組織的能力の向上を目指し、公正取引委員会から専門家を派遣している。

2023年9月には公正取引委員会から講師を迎え在タイ日本企業向けに「タイの競争法と日本の独占禁止法の比較」に係るセミナーを開催した。2024年3月には事件審査手法をテーマにセミナーを開催。同年9月には情報管理室における申告の取扱方法及び立入検査に向けた迅速かつ精確な事前調査の実施方法をテーマとしたセミナーを開催した。

また、タイ競争当局（TCCT）がホストした東アジア（ASEAN 域内国を含む）の競争当局が参加する国際会議「東アジア競争政策トップ会合」（2023年7月）及び「東アジア競争法・政策カンファレンス」（同年7月）の開催に協力した。

### 2. マレーシア「競争法アドバイザー」（個別専門家）

2022年11月より、マレーシア競争委員会（MyCC）における競争法の執行能力の強化を目指し、公正取引委員会から専門家を派遣している。主に、企業統合審査の実施体制の確立およびリニエンシー制度の運用改善等を支援している。2023年3月および9月に、公正取引委員会から講師を迎え「企業結合規制」をテーマに、MyCC 職員向けにセミナーを開催した。2024年3月には「リニエンシー制度」、2024年9月には日本の企業結合規制及び入札談合関連の審査業務をテーマにセミナーを開催。

### 3. インドネシア「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

インドネシアのビジネス界における法的予見可能性の改善に寄与することを目指し、①法令間の整合性確保にかかる法案起草者の能力向上、および②知財事件等のビジネス関連事件を担当する裁判官の能力向上を支援するプロジェクトを2021年10月に開始（協力期間は2025年9月までの予定）。法案起草者、裁判官向けの研修教材等の作成や研修実施に取り組むことで、明確かつ安定した法の適用・運用を促し、本邦企業を含む民間企業が安心して活動できるビジネス環境整備に寄与するもの。

法令の整合性向上に関しては、2022年3月に、法案起草者（ドラフター）向けの法令策定のための執務参考資料（条例編）が完成した。現在、同執務参考資料の中央編・条例編ともに改訂作業を行っている。知財分野の裁判官の能力向上に関しては、

2022年3月に判決集第1集（知財全般）が完成、2022年12月には第2集（商標）の改定・増刷を行った。また、2023年1月には、商標事件を審理する裁判官向けの手引書として「商標ガイドブック」が完成した。現在、「著作権ガイドブック」および判決集第3集（著作権）を作成中。

（参考ウェブページ）[ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](#)

#### 4. 「英語圏アフリカにおけるビジネス法研修」（個別研修）

2021年度にケニア、ガーナ、ナイジェリアを対象に、「アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査」を実施。競争法、知財法、倒産法を中心とするビジネス関連法は概ね制定されているものの、法の円滑な適用・運用には課題があることが判明した。

同調査結果を踏まえて、ケニア、ガーナ、ナイジェリアに加え、同様のニーズが確認されたタンザニアを含む4か国を対象としたビジネス関連法にかかる研修を立上げ。初回の2023年度は競争法をテーマに、2024年2月に10日間程20名の研修員を受入れ、公正取引委員会や消費者庁から講義を行った。2024年は知財法をテーマに、12月に10日間程20名の研修員を受入れ、特許庁、関税局、文化庁等による講義を行う予定。

なお、本研修は、TICAD8における日本の貢献策のうち、「司法・行政分野の制度構築・ガバナンス強化のための4600人の人材育成」および「ビジネス環境改善のための競争法等のビジネス関連法の整備や人材育成（AfCFTA 実施促進）」に寄与する取組と位置付けられる。

（参考ウェブページ）[アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査](#)

#### 5. 課題別研修「ビジネスと人権」

2023年度から2025年度まで実施予定。国連人権理事会で支持されたビジネスと人権行動原則を基に、政府の人権保護義務、企業の人権尊重、救済のために政府が担うべき役割を学ぶ研修。途上国側の人権保護環境整備を通じて、海外サプライチェーン上の人権配慮や民間企業による人権デュー・ディリジェンス実践の促進にも貢献するもの。

第1回研修を2024年1月15日～26日に実施し、7か国8名が参加した（カンボジア、コートジボワール、エジプト、メキシコ、モンゴル、スリランカ、タイ）。日本企業4社・法務省・外務省・厚生労働省・経済産業省・JETRO・経団連・ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク・ILO・UNDP・OECD等からご協力を頂いた。第2回研修は2024年12月に8か国11名を受入れ、熊本県水俣市への視察を含め実施予定。

以上

国際取引、海外展開に取り組む中小企業の方へ

# そのお悩み 弁護士に 相談できます！

お気軽に

初回相談  
30分  
無料



- 申込手続きカンタン！
- 幅広い内容の相談に対応
- 解決まで見据えた対応が可能

## 国際業務の経験が豊富な弁護士に、法律相談ができます

こんな時にご相談ください！

- 外国企業との契約を作成してほしい 相手方から送られてきた英文契約を見てほしい
- 外国に進出する場合の留意点を教えてほしい
- 外国企業と取引することになったが、国内の取引と何が違うのかわからない
- 外国企業との合弁会社設立のサポートをしてほしい
- 日本で、外国企業と業務提携をする予定だが、何をすればいいかわからない
- 外国企業とトラブルが発生して代金を払ってもらえない



## 他にも……

インバウンド取引

輸出契約の解除

海外拠点における従業員の不正行為事件対応

輸入品の品質トラブルへの対応

# 国際業務支援弁護士ご紹介の流れ

## 1 以下のいずれかから本制度の紹介を受けてください

### ● 日本弁護士連合会(日弁連)との連携団体等からの紹介

<b>日本貿易振興機構(ジェトロ)</b> 最寄りのジェトロ事務所まで。 東京の方は TEL:03-3582-5651 受付時間:平日9時~12時/13時~17時 オンラインでも相談申込を受け付けています。		<b>日本政策金融公庫</b> 全国の最寄りの支店にご相談ください。 営業時間:全店舗 平日9時~17時		<b>国際協力銀行(JBIC)</b> 本店(東京)TEL:03-5218-3579 大阪支店 TEL:06-6345-4100 受付時間:平日9時~17時	
<b>全国中小企業振興機関協会(下請かけこみ寺本部)</b> TEL:0120-418-618 受付時間:平日9時~12時/ 13時~17時		<b>東京商工会議所</b> TEL:03-3283-7745 受付時間:平日9時30分~17時		<b>国際協力機構(JICA)</b> 民間連携事業部中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口 TEL:03-5226-3491 受付時間:平日9時30分~17時45分 オンラインでも相談申込を受け付けています。	

- 本制度の利用機関からの紹介
- 日弁連会員(弁護士)からの紹介

- 国土交通省「中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)事務局」からの紹介  
右の QR コードをご参照ください。



## 2 以下のいずれかの方法で、お申込みください

- 上記団体等から申込書入手して必要事項をご記入の上、日弁連・国際課に FAX してください。  
FAX 送信先:03-3580-9840
- 日弁連のホームページから必要事項をご記入の上、お申し込みください。

お申込みはこちら



## 3 弁護士との面談をご予約ください

日弁連から担当弁護士決定の通知を行った後、担当弁護士から連絡がいきます。面談の予約をしてください。

## 4 担当弁護士にご相談ください(初回30分無料)

費用の詳細は右の「弁護士報酬について」をご覧ください。

## 5 必要に応じて、追加の依頼を行ってください

無料相談に引き続き相談や書類作成等を依頼される場合は、お見積もり、重要事項の説明を受けていただき、委任契約を結んでください。ご依頼に応じて担当弁護士が業務を行います。業務終了後、相談料をお支払いください。

※電話相談サービスではありません。

全国各地の事業者の皆様にお申込みいただけます

ご紹介する弁護士は、札幌地域、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県に事務所のある弁護士になります。上記地域以外所在の事業者の皆様には、お近くの地域の弁護士を紹介いたします。

弁護士報酬について

初回相談は30分無料です。無料相談以降については、10時間まで相談・書類作成等に要した時間30分ごとに一律10,000円(税抜)となります(実費別途)。

10時間を超えて相談・書類作成等の依頼を希望される場合は、担当弁護士にご確認ください(※経費の一部を事前にお預かりする場合があります。)



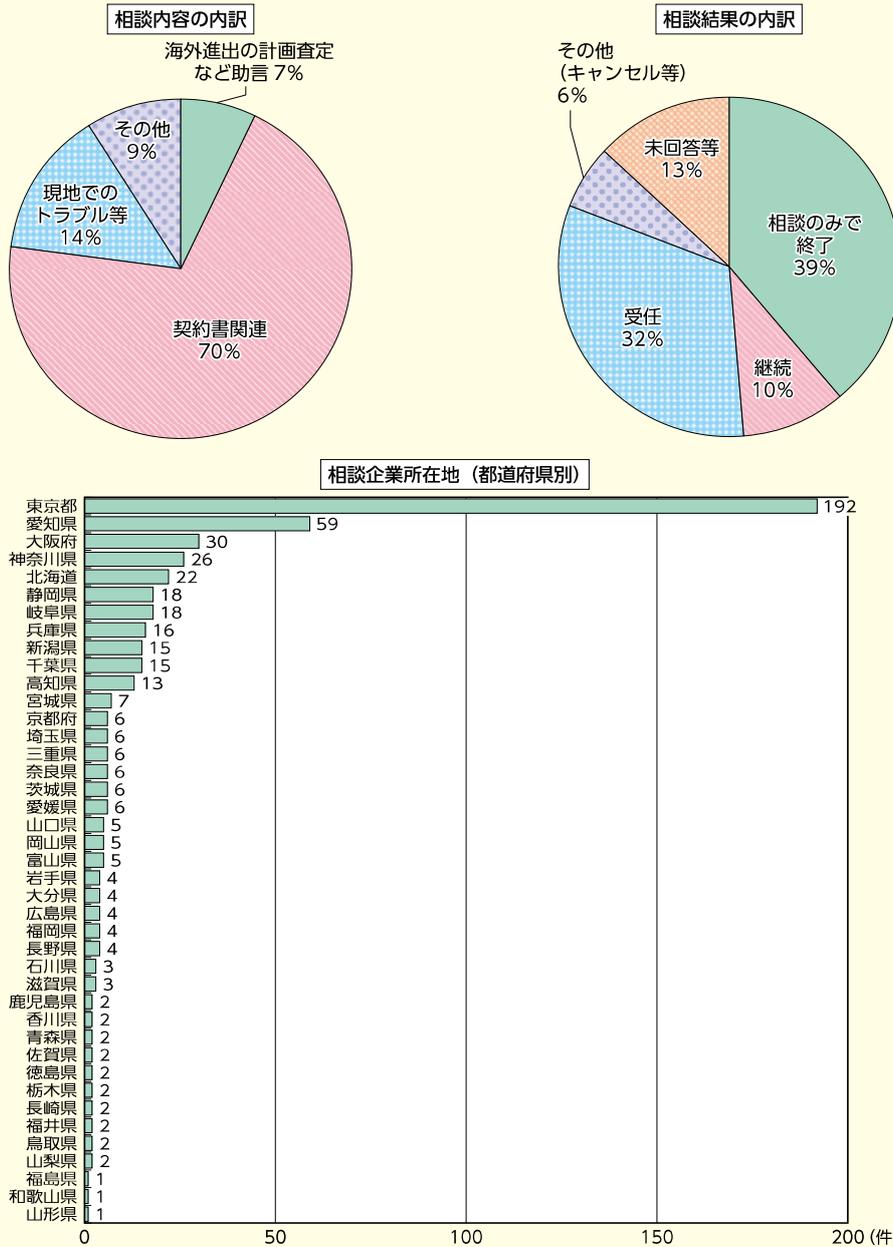
第3編 日弁連・各弁護士会の活動状況

3-4-6 弁護士の国際業務推進

2 中小企業国際業務支援弁護士紹介制度

本制度は、各連携団体から紹介を受けた中小企業に対して、日弁連から、国際的な企業法務・取引法務の豊富な経験を有する弁護士を紹介する仕組みをとっている。弁護士報酬は、初回30分は無料、それ以降については10時間まで30分ごとに一律10,000円（税抜/2023年7月1日時点）としている。2012年5月の制度開始から2023年7月1日までの相談申込件数は約530件であり、相談内容の内訳は以下のとおりである。

資料3-4-6-2 中小企業国際業務支援弁護士紹介制度の運用状況（2023年7月1日現在）



※相談企業に対するアンケート結果に基づく

特集  
第1編  
第2編  
第3編  
第4編